

木更津市農地利用最適化推進委員 推薦及び公募要領

農業委員会等に関する法律第19条に基づき、次のとおり木更津市農地利用最適化推進委員（推進委員）の推薦及び公募を行います。

1 推進委員の任期

委嘱の日（令和5年7月未定）～令和8年7月13日（3年間）

2 推進委員の推薦又は公募の人数

19人（*身分は非常勤特別職の地方公務員）

なお、担当する区域及び人数は、別表をご覧ください。

3 推進委員の報酬等の額

月額 2万8千円

4 推進委員の主な業務内容

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地や耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地等の利用最適化の推進のための業務（総会における調査報告、農地中間管理機構との連絡調整、農地パトロールの実施、新規就農者からの相談・対応、地区懇談会の開催、農業委員への意見具申、地域計画に係る目標地図の作成等）

5 推進委員の推薦を受ける者又は応募しようとする者の資格等

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次の要件を満たす者。

① 本市の職員でないこと

なお、(1)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、(2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、資格がありません。

また、農業委員会委員と兼務することはできません。

6 推進委員の推薦をするものの要件（推薦する場合）

- (1) 本市の区域内に農地を所有する農業者
（3名以上の者が連名し、代表者が申込書を提出）
- (2) 農業者が組織する団体又はその他関係団体
（推薦団体の代表者が申込書を提出）

7 推進委員の推薦又は公募の期間

令和5年4月3日（月）～5月1日（月）＊必着

8 提出書類

- (1) 推薦申込書又は応募申込書
 - ①推薦の場合
 - ・個人の農業者の場合は、別記第1号様式の推薦申込書（＊記入例①）
 - ・推薦団体の場合は、別記第2号様式の推薦申込書（＊記入例②）
 - ②応募の場合は、別記第3号様式のお募申込書（＊記入例③）

＊推薦又は応募する区域をご指定ください。（複数選択可）
- (2) 推薦を受ける者、又は応募する者の住民票の写し（本籍入り、発行後3箇月以内のもの）

9 書類の提出方法

持参又は郵送により、木更津市農業委員会事務局へご提出ください。

10 選考方法

木更津市農業委員会の総会等において、提出された書類に基づき候補者の選考を行います。

なお、必要に応じて、候補者に説明を求めたり、面接を行ったりする場合があります。（その際は、候補者へご連絡します。）

11 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却いたしません。
- (2) 推薦及び応募者の数等について、推薦又は公募の期間の中途及び期間終了後に、市ホームページで公表します。
また、個人推薦の代表者、推薦団体の代表者、応募者には、結果を通知します。
- (3) 推薦申込書又は応募申込書の記入に当たっては、記入例をご参照ください。

12 問合せ先

木更津市農業委員会事務局

〒292-8501 千葉県木更津市朝日 3-10-19 木更津市役所朝日庁舎

(イオンタウン木更津朝日 2 階)

電話：0438-23-8693 Fax：0438-22-4736

E-mail：noui@city.kisarazu.lg.jp

《問合せの日時》月～金曜日（祝日除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

* 「推薦申込書」及び「応募申込書」は、農業委員会事務局、市役所農林水産課（駅前庁舎 8 階）で受け取ることができます。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

《別表》木更津市農地利用最適化推進委員の担当する区域及び人数

区域名	区域の詳細	人数
金田地区	中島、金田東 1～6 丁目、瓜倉、畔戸、牛込、中野、北浜町	2 人
岩根地区	岩根 1～4 丁目、高砂 1～3 丁目、本郷 1～3 丁目、高柳 1～4 丁目、若葉町、高柳、坂戸市場、万石、久津間、江川、中里、中里 1～2 丁目、西岩根	2 人
中郷地区	上望陀、下望陀、有吉、大寺、十日市場、井尻、曾根、牛袋野、牛袋	4 人
清川地区	菅生、清川 1～2 丁目、椿、笹子、日の出町、犬成、中尾、伊豆島、ほたる野 1～4 丁目、清見台東 3 丁目	2 人
木更津地区	長須賀、永井作、永井作 1～2 丁目、清見台 1～3 丁目、清見台東 1～2 丁目、清見台南 1～5 丁目、祇園、祇園 1～4 丁目、新田 1～3 丁目、富士見 1～3 丁目、中央 1～3 丁目、新宿、吾妻、吾妻 1～2 丁目、朝日 1～3 丁目、木更津、木更津 1～3 丁目、東中央 1～3 丁目、大和 1～3 丁目	1 人
波岡地区	文京 1～6 丁目、貝渕 1～4 丁目、潮見 1～9 丁目、幸町 1～3 丁目、桜町 1～2 丁目、桜井、桜井新町 1～5 丁目、請西、請西 1～4 丁目、真舟 1～5 丁目、東太田 1～4 丁目、太田 1～4 丁目、中の島、潮浜 1～3 丁目、木材港、新港、築地、内港、請西東 1～8 丁目、請西南 1～5 丁目、畑沢、畑沢 1～4 丁目、畑沢南 1～6 丁目、港南台 1～5 丁目、小浜、大久保、大久保 1～6 丁目、上烏田、八幡台 1～7 丁目、中烏田、下烏田、羽鳥野 1～7 丁目、千束台 1～2 丁目	1 人
鎌足地区	矢那、草敷、かずさ鎌足 1～3 丁目	2 人
富岡地区	田川、佐野、下郡、根岸、上根岸、下宮田	2 人
馬來田地区	大稲、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、真里谷	3 人